

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成21年6月8日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成21年 6 月 8 日 月曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 0 時12分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取について（陳情平成20年第186号について）
- 2 視察・調査日程について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君
委 員	前 島	明 男	君
委 員	上 里	直 司	君
委 員	玉 城	満	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (陳情平成20年第186号について)

連合おきなわユニオン執行委員長 稲 福 史 君

連合おきなわユニオン・浦添職業

能力開発校非常勤組合執行委員長 中 村 直 君

(補助者) (陳情平成20年第186号について)

連合おきなわユニオン副執行委員長 比 嘉 朝 吉 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

参考人からの説明聴取についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成21年3月17日に開催した委員会での決定事項に基づき、陳情平成20年第186号沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情に関し、今後の委員会審査の参考にするため、陳情者を参考人として招致し、説明を聴取することになっております。

本日の参考人として、連合おきなわユニオン執行委員長稲福史氏、連合おきなわユニオン・浦添職業能力開発校非常勤組合執行委員長中村直氏の出席をそれぞれお願いしております。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後、参考人から補助者の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、稲福史参考人から、陳情平成20年第186号沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明をお願いいたします。

○稲福史参考人 本日は、私たちの陳情に対し取り上げていただきまして、また説明の機会を与えていただきました。委員長初め委員の皆様、まず感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。陳情は3項目の事項となっておりますが、特に私たちが強くお願いをしている陳情項目1を中心に私のほうから御説明を申し上げさせていただきまして、1の補足と陳情項目の2と3の部分については、現場の具体的な実態等について当該の職場であります中村参考人から説明をさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

今、私たちが強く求めているものは、浦添職業能力開発校非常勤講師の契約更新及び雇用継続と沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程第4条第2項及び第3項の削除であります。

本年4月、辞令と一緒に手渡された校長からの労働条件通知書の中では、非常勤講師9名に対して、2010年度は契約更新をしないと明示をされております。来年3月末で、浦添職業能力開発校の多くの非常勤講師が雇いどめになるということが考えられます。職業能力開発校は徐々に年々正職員が減らされて、今、過半数が非常勤講師という実態にあります。来年4月以降、浦添職業能力開発校の職業指導員の過半数が1年未満の講師となります。公共職業訓練の質の低下ということになることは、意に反するものでありますし、私たちはこのような実態を回避し、雇用と生活を守り、よりよい職業訓練を求めて、校長に対して雇いどめ通知の撤回を今要求している段階であります。私たちの要求に対して、校長は権限外であるということで交渉は進展せず、観光商工部長との団体交渉が来る6月10日に予定されております。これまでの私たちの雇用継続の要求については、県の観光商工部長以下、前の部長、課長、班長になるわけですが、なかなか進展せず、これからも余り期待ができない状況かと考えております。これまでの要求に対して、観光商工部については委嘱期間1年、更新は2回が限度であるということと、経過措置として2010年3月末までは雇用更新をしてきたということと、県の方針及び他の嘱託員の兼ね合いからも、継続雇用は困難であるという姿勢を示しております。観光商工部は、雇用期間が最長3年であることを十分説明してきたので、雇用契約の更新の期待権は発生しない、自治体の臨時職員、非常勤職員は雇用期間満了になれば、だれをどのような理由であれ、雇いどめすることは自治体の自由であり、何ら法的に問題はないという考えであると思われまます。このような観光商工部の姿勢は、浦添職業能力開発校の歴史と慣行並びに職場の実態を無視したものであり、これからの職業訓練行政にも支障を来し、公共職業の質の低下につながると考えられます。詳しくは、後ほど中村参考人からも補足説明があると思いますが、今現在の非常勤講師の組合員の平均年齢は51歳、平均勤続年数は9年、長い人では18年余りも勤務をしております。正職員と同様に、訓練生の職業訓練、生活指導、就職指導を担ってきております。採用の際には、1年の雇用契約とするが毎年更新する、または70歳まで更新可能、または希望すれば70歳まで働き続けることができるということ、これまで言われてきたということとあります。毎年自動更新され、70歳まで働いていた非常勤講師も今までもおりますし、これを信じて今の講師の方も職務に専念されてきております。ところが、2006年12月、当時の校長から、2回以上更新した者は次年度

は更新しないという雇いどめ通告に対し、私たちは労働組合を結成して、当時の観光商工部長との交渉の中で、問題を3年後に先送りすることで、雇いどめが撤回されてきました。その後、観光商工部は2007年3月に、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を策定し、その中で講師の身分は地方公務員法第3条第3項第3号で定める特別非常勤職員、委嘱期間は1年、更新は2回を限度、2回を超えて更新する必要がある場合には、産業政策課長が人事課長と協議すると訓令しております。このことを根拠に、今日の雇いどめを通告しております。私たちは、観光商工部の不正に対して、雇いどめする合理的な理由はないということで、雇いどめを撤回し雇用継続をするよう要求して戦っております。合意的な理由ではないというところ言えば、第一に、特別非常勤職員には労働組合法、労働基準法が適用されます。労働基準法の中では、労働条件は労働者と使用者が対等の立場で決定すべきものと、労働条件決定の原則を定めております。使用者には、就業規則の作成義務があり、労働条件の不利益変更には、労使合意が必要とされております。観光商工部の訓令では、労使交渉や就業規則も作成せず、一方的に決定されたものであると認識しております。第二に、担当する科目は廃止されない、担当する業務は継続している、賃金もかわらない、人だけを入れかえるという理不尽な雇いどめであるということと考えております。職業指導員の資格を持ち、経験の蓄積がある非常勤講師を解雇し、新人を入れかえるということに、合理的な理由はないと考えております。厚生労働省からも、職業訓練の水準を高め、その発展を図るために最も重要な条件となるものは、指導員の熱意と指導力である、職業訓練の成果を決定する上で、最も重要な役割を演ずる者は指導員であるといっても過言ではないという指導員の役割の重要性を指導しております。県も、現場力の重要性を指摘しております。都道府県によっては、非常勤訓練指導員の雇用制限をしていないところもございます。以上の観点からも、県の方針及び他の嘱託員との兼ね合いから、継続雇用は困難であるとする観光商工部の姿勢を容認することはできないと考えております。再任拒否の必要性、合理性に疑問があり、回避努力がなされず、組合との協議も不成立であった場合は、解雇権の乱用法理が類推適用される実態と同様の状態であると認めた判例も出ております。雇いどめ通告を撤回するべきであると考えております。仕事があれば、安心して働くことのできる制度をつくるのが、私たちの当然の要求であると思っておりますし、県議会議員の皆様においても、私たちの陳情を御理解いただき、非常勤講師の雇用と家族も含めた生活を守り、職業訓練の拡充、行政サービスの向上に御協力をお願いいたします。

以上であります。続いて2項目、3項目の部分については中村参考人のほ

うから説明させていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 中村直参考人。

○中村直参考人 私は、この学校に非常勤として勤務して18年が過ぎまして、今年度で19年目に入ります。当初、稲福参考人からも話がありましたように、70歳まで働けると、1年更新ではあるが、非常勤の身分ではあるが働けるという話があり、それと給与面で不満はありましたが、修了した生徒との交流会やいろいろ生徒が社会に出て行くのを見て、非常に喜びを感じて今日まで来たものです。70歳までということで、前回もいろいろ話が出たんですが、職業能力開発校において、以前は工業高校のOBの先生方がいっぱいいらっしゃった中で、定年退職なさってる先生方がいらっしゃったために、60歳で定年なさっているんで、70歳までの間を技術職を持っている方々に指導してもらいたいということで、70歳までという期間が区切られたような経緯があるんです。そして、今皆様方にお配りした資料の2に、歴代の先輩方の勤務年数等を記載してお配りしております。そういった形で、10何年という年月が過ぎてしまったんですが、私たちはこれまで10何年間こういう仕事をした中で、いろんな要求をしたことはないんです。例えば、退職金をくれとか、ボーナスをくれという要求は何もしたことがなくて、私たちの陳情の内容としては、2006年以前と同じように継続して雇用してもらえないかということだけなんです。ですからその件については、社会保険の適用以外については、2006年以前に戻してくださいということなんです。前校長が2007年4月に着任してから、いろいろ今までの職業能力開発校の歴史的な経緯とか今までの慣例とかを全部無視した形で、非常に混乱を与えてきたと。その主たるものが雇いどめの通知であったということで、稲福参考人からも述べさせてもらっているんですが、非常勤講師は授業のみを行えばいいということで、我々としては持ち時間以外に長期休み、夏休み・春休みの間については、教材をつくったり就職活動をしたり、または空き時間を利用して、いろんな企業を回ったりということをしてもらってまして、その分をこの長期休みの2分の1という出勤時間をもらってました。そして、これは資料4にある基準の中で、2分の1まで出勤させることができるという基準がある中で行われてきたものだと思っています。その中で、我々はその範囲内で自分の持ち時間以外に、つまり空き時間を利用して企業を回ったりというふうなことで、就職活動なりとかいろいろやってきたつもりでした。ところが、これも前校長からは就職活動はするなと、やらなくてもいいじゃなくて、するななんですよ。そういうことを言われて、あれおかしいなと、県知事が言

っている雇用促進とは裏腹ではないかと、おかしいじゃないかということで詰め寄ったこともあります。ただ、皆さん方は非常勤職員なので、非常勤職員の顔として、要するに学校の顔として行くのであればおかしいじゃないかということをおかれて、やらなくてはいいではなくて、やるなということ強く言われました。ですから、その辺についても、我々は非常に疑問な点です。そういった経緯があって、いろいろありましたが、非常勤職員の方が今まで卒業していった生徒を通して人脈を広めて、就職活動に十分力を入れてきたと思っています。今、いろんな企業のニーズに沿った授業などをやっていますが、我々の職場は、就職させて初めてそれが生かされるものだと思っています。現在、そういったいろんなことが全部制限されてきまして、来年3月にはついに雇い止めだということで、約束しただろうという形の言い分がなされています。この件については、我々は非常に不満で、約束した覚えはないと今でも思っています。今までの件で、その件について県議会にも要望や陳情書等いろいろなものを提出してきましたが、残念ながら取り上げてもらえなかったとか、取り上げても我々の満足する回答が得られなかったということで、今回そういった形を取らせていただきました。

○玉城ノブ子委員長 稲福史参考人及び中村直参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 職業能力開発校における指導員というものは、基本的に私は非常勤職員で本来充てるべきではないと思っているんですが、そこら辺についてはどうですか。

○比嘉朝吉参考人補助者 ただいまの質疑について、常勤であるべきではないかということだと聞きましたが、私たちもやはりこういう継続的に恒常的にある仕事、そしてスキルが必要な仕事においては、正規の職員であるべきだと考えております。ただ、現に今非常勤の職員がいらっしやいます。この人たちにかえて常勤にしろという話ではございません。この方々の労働条件をきちんと整理し、これまでの講師の仕事を引き続き約束された年まで、あえて70歳までとは言いませんが、少なくとも、年金につなげるところの65歳までは、現在い

らっしゃる非常勤講師の処遇改善、継続雇用を強く求めたいと思います。

○当銘勝雄委員 皆さんからいただいた資料にも、やっぱり特別職に属する地方公務員法第3条第3項3号については、そこに当てはめる問題だということ指摘をしていますが、そうだと思うんです。本来、職業能力開発校においては、正職員でやるべきだと解するんです。しかし、訓練科目が時代に合ったように変更したり更新しないといけないという立場から、それを速やかにするために、何名かあるいは何%かを非常勤で充てておくというようなことは過去にもありました。しかしながら、今皆さんの資料からすると、正職員が58名というように、半数以上が非常勤職員になっているという実態ですが、これは他都道府県に比べてそこら辺の実情というものはどうなんですか。

○中村直参考人 他都道府県の件について詳しくはあれですが、中にはいろんな他都道府県の状況も見て、やっぱり100%常勤では無理だということと、ほとんどの専門職、例えばエンジンの部分についてはプロの方を連れてくる、そして企業とタイアップしてお願いしているところがあるような感じです。ということは、職業訓練校の職員ではなくて、企業のほうに在籍していて、その部分でエンジンだけはその方が来て教えてもらえる。医者で言えば、自分の病院を見ていて木曜日の午後だけはその方が来て見るとか、小児科があるかという形の専門職だけ来てやっている学校もあるようです。そして比率としては、ほとんどの県が大体同じような比率だと思います。50%前後くらいから、少ないところで30%というような、30%非常勤が見ているというような感じの取り扱いになっているようです。

○当銘勝雄委員 経済労働委員会で、観光商工部長の答弁も確かに若干差異があるんですが、九州においては、高いところで80%が正職員、低いところでも50%から70%という数字、今ちょっと覚えていないんですが、そういう答弁をしておりました。ですから、私は80%とかになれば、ある程度、今後の訓練科目の見直しをする場合に必要かと思いますが、今の沖縄県の実態というものは、余りにも正職員を全部非常勤にかえようとしている状況があるので、まずこれを一つ指摘をしたい。そしてもう一つは、そういう形で皆さんも先ほど述べていましたが、非常勤を多くした場合、まず一つは、この学校における指導体制がとれるのかということなんです。これは、今の沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程によると1年で更新しますよと、場合によっては2回までできますよということになるんですが、最大で3年になるんです。そして、3年後

は皆かえられるということになると、本当にそういう指導体制でできるのかというのがあるんですが、それをもう一度皆さんのほうから、今どういうことが心配されるんだということがあればお願いします。

○中村直参考人 前回、県議会に陳情書を出したときの県側からの回答に、1年更新と、要するに沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程に基づいて3年までとおっしゃっていたんですが、この設置規程については、我々が組合をつくった後、つまり平成19年3月29日につくられているんです。そしてこれは、我々が組合をつくったのは、1年前の平成18年12月に結成しているので、その後につくられた設置規程に基づいてとおっしゃっています。そしてこれは、県の回答の中に、平成9年の総務部長の通知で、それが行われたと発表していますが、平成9年の総務部長の通知で出されたのは、一般の嘱託員の雇用体系について、1年更新の2回まで、つまり3年までという通知が出されているわけです。そして、我々が組合をつくった平成18年以降にできた、平成19年度の3月29日に沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程というものができあがってきたんですが、これは組合をつくった後につくってきたにもかかわらず、組合があるのをわかりながら何の相談もなく、一方的にこのようにつくられてきたと解釈しています。そしてこれは、我々のほうでは不当労働行為に当たるのではないかと認識しています。つきましては、この非常勤講師は沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の中に地方公務員法第3条第3項第3号という記述がありまして、同法第3条第3項第3号の特別職の嘱託員ですということについては、同法第3条第3項第3号の中には期限を決めないと明記されているんです。特別職については、期限を決めませんということが明記されているわけで、地方公務員法第3条第3項第3号ですよといいながら、1年更新の2回までですよというのは、どうも納得がいかない和我々は解釈しています。

○当銘勝雄委員 もちろん、県には嘱託員設置規程というものが、この嘱託員、あの嘱託員といろいろあるんです。嘱託員というものは、そういう形で特別職という形もあるわけですが、指導員をそういう形で近づけているのではないかと、特別職の非常勤職員を嘱託員という形に近づけているのではないかと思うんです。これは、やはりどう考えても違法性があると思うので、例えば皆さんは訴えなりの行為をしていますか。

○中村直参考人 その件については、先ほど話ししたように、前回の議会のほうでも陳情書という形で提出させていただきました。そのときの回答の中に、

組合との話し合いの中で、団体交渉の中でという形の言い分でしたが、団体交渉の中ではその結果は残念ながらもらっていません。それと、学校においての前校長の話し合いの中では、団体交渉を全く持たないということでしたので、回答のほうで団体交渉の中で認識しているとおっしゃっていたんですが、前校長のときは、団体交渉はすべて拒否されましたので、団体交渉として持った覚えは一度もないです。したがって、我々のほうには、その回答は残念ながらまだもらっていません。

○当銘勝雄委員 団体交渉になると、当局は自分の都合でしか答弁しないので、それで解決するとは思わないんですが、やっぱり、その筋のところに訴えていくということが必要ではないかと。もちろん、県議会にこういうふうに陳情を出しても、県議会がこうだあだという決定はできないわけですから、これはやっぱり審議するということであって、ぜひこういう取り組みも必要ではないかと思えます。そこで話はまた戻しますが、今のような形で指導員を地方公務員法第3条第3項第3号においた場合、仮にも3年きたからやめてもらいますといった場合、本当にいい指導員が確保できるのかと。要するに、3年やったらやめさせるような職場にいい指導員がつかますかというんです。ですから、そこら辺に私は問題があると思うんです。それについて、当局はどういうことを言っているんですか。

○中村直参考人 平成20年度、去年の6月ごろの団体交渉の中でおっしゃっていたことなんですが、我々のほうから主張したのは、指導員を募集するときに指導員の資格を持っていることが条件だと。そして、この指導員の資格を持っているというのは、その職場のある程度中堅以上の方なんです。見習いで指導員の資格を持っている方はいないので、中堅以上の方を指導員として招きたいというときに、果たして3年という期限で決められた方が、その職場を受けて職業能力開発校に来ますかということなんです。そういったことで、前の団体交渉のほうで前の班長にもその話をしました。そうしたら、一般公募でそれを求めるんだと。それは、今県側がおっしゃるように、3年ごとに入れかえていくんですかと質問したときに、これは通知が総務部長のほうから、人事課から出ているので、これは規程をかえない限り3年ごとに切りかえていきますと。では、それでちゃんとした訓練ができますかと質問したんですが、その当時の言い方をすると、ハードルを下げてでもそれを実行しないとイケないと。これはなぜかという、皆さん方だけではなくて、平等に一般の方に募集をかけないといけないので、そういう体系をとっていきますという返事をもらいました。

それでは学校のレベルは下がるのではないかということでしたが、いや、そういう方々については、ちゃんと指導員免許を持っているから取るんだという形の報告でした。それに対して、指導員免許を持っているからすぐ教えることができるということではなくて、ちゃんと教えられるようになるまで1年、2年はかかると。少しなれてきたと思うと、また入れかえると、それではいい指導ができないんじゃないかということで、3年後には新たな失業者をつくるというシステムをつくるんですかということで、私たちも訴えたことがあります。しかし、その件についてはこれは規程だからの一点張りでした。

○当銘勝雄委員 いずれにしても、今当局が答えているのは、私が考えても、まず職業能力開発校がうまく運営できるのか、うまく指導体制がとれるのか非常に疑問があると思います。ただ、観光商工部長としては、総務部長がそういう形でこういった県の嘱託員や非常勤職員を扱う部署だけに、向こうに押し切られているんです。それを許してはいけないと思います。そして、私もかつて人事課長をしていたので、そこら辺はわかりますよ。やっぱり、嘱託員の設置規程やこういったものをつくって、各部はこれに従わないといけないんです。ですから、かえない限りどうにもならないというのは言い分で、これは本当に自分たちの現場をどうするか、よくするかというものを考えて総務部長に当たるべきであって、皆さんにしわ寄せするんだったら自分の職務を放棄するようなものですよ。私はそういう指摘をしたいです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 中村参考人にぜひ教えていただきたいんですが、私たちはこれまで審査してきましたが、きょうの説明も聞いて、いろいろ今後の議論の整理の方向も含めてお尋ねしたいんですが、まず中村参考人がもう19年になると先ほど言っていました、この職業能力開発校に入るきっかけ、そしてそのときはどういう約束だったのか、そしてその以前はどういうお仕事をなさっていて、現在何をなさっていて、現在何を教えているのか、その辺からまず教えていただけますか。

○中村直参考人 以前は、こちらに来る前は社団法人沖縄自動車整備振興会の教育課というところに籍を置きながら、表裏一体なので、沖縄県自動車整備商工組合のテスター場を開設するというので、そうして向こうで勤めていまし

た。その教育課長をなさっていた方の紹介で、実は職業訓練校でという話がありまして、先輩も1人職業訓練校のほうに行っていて、その方の呼びかけもありまして、当初建設機械整備科の指導員、私は自動車整備科の指導員だったんですが、同じ原動機と中身としては一緒なので、どうですかということでも声をかけてきました。実は、その時点では70歳ということではなくて、毎年更新で健康であれば、毎年健康診断書を出すんですが、それがもらえればずっと継続して雇用できるということを言われました。そして、70歳からという話が出たのは、実は私が入ってから2年後なんです。2年後に、今の観光商工部、当時の商工労働部の課長がみえて、皆さん方のほうにこういうふうに負担になっていると、要するに賃金の格差はあるが、皆さん頑張ってもらいたいという励ましと、70歳までという言葉が最初に聞いたのはそのときでした。実は、私が入った年に職業訓練校に大きな土砂崩れの問題がありまして、職業訓練校の建設機械整備科がもしかしたら具志川職業訓練校のほうと統合するかもしれないという話がでてきたので、その時点で、自動車整備科のほうに異動を願いました。そして5年間を経て、また建設機械整備科のほうに、実は自動車整備科の指導員の免許を持っている方は当時結構いらっしたんです。というのは、その件については29年前に一度だけ、自動車整備指導員の試験を県のほうで実施しているんです。それを受けた方が結構いたので、建設機械の免許を持っている方がいないので、もう一度建設機械整備科に戻してくれということで、私もう一人自動車整備科に来た指導員と建設機械整備科のほうに異動して、そこで建設機械の指導員の免許を取得したということです。

○渡久地修委員　ほかの職業についているのを請われてそこについたと。そして、健康であれば毎年更新ですということで、これは完全な契約ですよ。それが口頭であれ何であれ成立してやっていた、そして重要なことを教えてきたということなんです。それで突然、平成19年に雇いどめのものがきた。これは、私の考えでは、皆さん方には当然適用されないと思うんです。この以前の人たちは、一切除外だと思うんですよ。要するに、この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程が正しいかどうかは別にして、この1年以内2回限りということに対して、私は今これがいい悪いは言いません。これも問題だと思うんですが、もしこのとおりだとしても、この平成19年3月29日以前の人たちは、健康であればずっと更新しますという約束はずっと今でも生きていると思うんです。私はそう思うんですが、その辺の皆さんの考えはどうなんでしょうか。

○中村直参考人　我々もそういうふうに思っていて、さっき話したよう

に、私が入って2年後には既に70歳までということで、実は私より以前に入ってきた方々には、もう既に70歳までという話が出ていて、こういう慣例ですとくるので、我々も70歳まで安心して働けるかと思っていましたし、また思っています。そして、さっき言った資料の中にあるように、実際先輩方も70歳になったらやめようと、70歳までは働かせてもらおうというような話し合いが内々では行われていたんです。それが突然、平成19年度になって雇いどめですということになって、これは少しおかしいんじゃないかということで、当初は組合がなかったので、要望書という形で県のほうに出しました。そうしたら、課長と班長が出てこられて、当時の観光商工部長も後で出席なさったんですが、その時点で、3年間は様子を見ましようという形で、皆さん方のかわりの一般公募はしませんよと、大丈夫ですという約束をもらったんです。では3年後には、我々は首になるんですかという話だったんですが、いや、検討した結果3年後にはどうするか、要するに首にするのではなくて、一般公募に切りかえるのかどうするのかの検討は、3年間あるので、そのまま皆さん方は安心してこの3年間続けてくださいということでした。

○渡久地修委員 先ほどの説明もありましたが、私はこれは皆様方には適用されないと思うんです。ただ、県もそれは私は知っていると思う。それで、さっき印鑑を押したとかいう話がありましたが、結局は適用されないのを知っていて、要するに適用されないが、これができたから今度こういうふうに私たちも従いますということで、皆さんに署名しなさいということで、印鑑を押したということを多分言っているのではないかと思うんですが、先ほど、署名、捺印したということは、私たちは今後この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程に基づいて、あと1カ年、次からはこれを認めませんということ、皆さん方も了解したということは当然ないんですよね。多分、私はそうじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○中村直参考人 この印鑑についてなんですが、実はその話が出て、我々が組合を結成した年の3月なんですが、3月28日の木曜日なんです。そのときに、印鑑を押した日なんですが、そのときに皆を集めて、印鑑をもらいたいという話が出ました。そして、これはなぜ3月28日かというと、私たち非常勤講師の一番最後の出勤日なんです。3月29日から次の入校式の時点まで出勤日はないんです。そして、この1番最後の日にそういうふうに言われまして、この印鑑を押すときも、皆さん方を2年後、3年後に雇いどめにするための印鑑ではないですと。これは、皆さん方のかわりの一般公募をとめるためのものですから、

印鑑を押してくださいということを我々のほうに言われました。そして、この捺印については、一般公募をとめるためのものだけにしか使わないということをおっしゃっていました。そしてこれは、実はテープにとってあるんです。そして、そのために押しますということで、これも皆の前で押したのではなく、一人一人呼ばれて、中にはお家まで押しかけて行って、出先まで行ってということで、一人一人印鑑をとってきたような経緯があるんです。ですから、我々のほうとしては、この捺印は決して3年後にやめるものではないと認識しています。ですから、今回、来年3月までで、更新しませんという通知書をもらったときには、非常にびっくりしたところです。

○渡久地修委員 もし、今おっしゃった署名、捺印の印鑑のものが、県が、いやこれは皆さん方が認めたんだと言い張るのであれば、それは私は問題だと思うので、これは私たちはこれからも審査しますので、今テープの話が出ましたが、もし県とのやりとりの中で食い違いなどが出てきた場合は、委員長から皆さん方に、テープの協力願いがあられるかもしれないので、今すぐここで私がお願いしますとはきょうは言わないで、この程度にとどめておきたいと思います。それで、あと聞きたいのは、先ほど当銘委員からもありましたが、今私たちの議論の中では、皆さん方の雇いどめの問題を議論しているのと同時に、さらに大きな問題になってきているのが、これだけ非常勤職員が過半数を超えていると、これはおかしいんじゃないかという議論に今なっているんです。これも、今大きな問題になっているんです。それで、常用雇用の実態がありながら非常勤にしている、非常勤というものは本当に一時的な、この期間にしかないようなものを充てるといふものが普通非常勤の役割なんです。中村参考人は、この18年間ずっと建設機械整備と自動車整備、これは一時的な本当にその年の半年ぐらいしかないような一時的な仕事を教えてきたんですか。それとも、この職業能力開発校で教えている科目というものは、常に常用の形態として必要な科目を教えているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○中村直参考人 月曜日から金曜日までの毎日出勤で、18年間、19年間ずっとやってきています。そして、それ以外のものでもなく、完全に常勤職員と同じように授業を担当しています。

○渡久地修委員 もう時間がないので、私一人でやってもいけませんが、私たちは、これまでの審査の過程でも、皆さんが教えているのは当然常勤職員がやる、教えてしかるべきだと思っています。そして、その常勤職員の話をして、

自分たちを首にして常勤職員を雇えという話ではなくて、皆さんを常勤職員にすればいいと私は思っているんです。ですから、それぐらいのものを、こういうふうには非常勤職員に充てているという県の異常な実態というものが、今議論になっているので、私たちは皆さん方の仕事は当然、常用雇用として、常勤職員として教えるべき中身だと思っています。そして、最後に中村参考人にお聞きしますが、この職業能力開発校の重要性、今後のあり方について、意見があれば教えてください。

○中村直参考人 今、世界的にも雇用の問題というものは非常に重要視されている部分だと思いますので、要するに、非常勤職員も常勤職員と同じように扱ってもらって、まず我々のほうから雇用を安定してもらわないと、我々が不安定な状態で生徒を育てて、生徒に対する不安も与えてということではなくて、我々をまず安定させてほしいというのが我々の要望です。というのは、正直言いまして、我々の中でもやる気がなくなって、もうやめますと言ってやめていった方もいらっしゃるんです。そういった状態になると、どうしても訓練情勢に響いてくると思うので、我々の持っている能力をすべて与えるというためにも、ぜひ必要だと思っております。

○渡久地修委員 私は、この学校は非常に重要だと思います。特に、沖縄県も失業率が全国一高い状況のもとで、皆さん方の果たしている役割というものは、非常に大事だと思っているので、今雇いどめの問題は皆さん方のところだけじゃなくて、いろんなところで今どんどん出てきているんですよ。安上がりで人を使って、どんどん首を切るというやり方は絶対に許せないと思います。特に教育の現場なので、ものを扱っているのではなくて、人間を育てている場所ですから、そういう意味ではとても重要な部署ですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 事実の確認をして質疑をしたいんですが、中村参考人が組合の結成は平成18年とおっしゃっていましたが、いつ結成されたのか教えてください。

○中村直参考人 平成18年10月に、そのときは断定ではなかったんですが、雇

いどめがあるかもしれないという話が出まして、11月の段階ではっきりと3月には雇いどめをしたいという話が出ました。そういうことがあって、平成18年の11月の段階でこの組合を結成しています。

○上里直司委員 先ほど資料1で御説明がありました沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程、これは平成19年3月29日に通知されていますが、先ほども少し述べられていましたが、この委嘱等の第4条にかかる委嘱期間、または2回を超えて更新するときには協議するといった項目は、組合とは協議されなかったと聞いたんですが、まず聞きたいのは、そもそもこういうものを設置するときには、労働組合として、または組合にかかる法律として協議をしなければならないものなのかというのが1点です。もう一点は、協議をした事実があったのかどうか、この2つをお聞きかせいただけますか。

○比嘉朝吉参考人補助者 この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の第4条第2項、第3項の件ですが、これの団体交渉というときに、校長との団体交渉はできなかったということが1つです。でも、団体交渉と私が今表現しているものは、県の観光商工部との団体交渉です。そこでの交渉もやっています。したがって、団体交渉という形において交渉したのは県のほうで、第4条第3項のことを私たちは強く、これがあるから引き続きできるんじゃないかということをもって、これを強く申し上げましたが、ここがなかなか入れられなかった。これは余りにも長くなりすぎたんだというニュアンスが私たちには聞こえてきまして、3年が限度だということ、これから始める理由がはっきりしなかったんです。はっきり答えてもらっていないということなんです。

○上里直司委員 そうすると、県に対して団体交渉を行ったと、そして第4条の第3項については、事前に皆さん方は説明を受けていたと、そして県と交渉をやったということですね。

○比嘉朝吉参考人補助者 この組合をつくった後でこれが出た、出た後から具体的に雇いどめの話がありました。この雇いどめの話が、結局この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を出す前の交渉ではなくて、出た後の交渉なんです。ということで、この話は事前にはありませんということです。

○上里直司委員 繰り返しますが、聞きたかったのは、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程がつくられる前には団体交渉がなかったと。これは、県に

対しても学校長に対してもなかったということですよ。その事実を踏まえて、皆さんから寄せられた陳情に対して、経過・処理方針等の中で、平成18年度に云々があって、当時の職業能力開発校長と非常勤講師との団体交渉の中で確認されておりますと出ているんです。まず、団体交渉そのものが確認されたということなんですが、先ほどの話を聞いていると、確認はしていない、そういうことは認めていないとおっしゃっているんで、この団体交渉そのものが、皆さん方としてはあったんですか、なかったんでしょうか。

○中村直参考人 実は、団体交渉は一切受け付けないということで、団体交渉はなかったんです。そして、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程ができたのは平成19年3月29日なんです。その時点では、もう組合ができ上がっているんですが、組合との協議は一切なされていません。組合との話は一切なされない状態で、この設置規程というものができ上がってきたということです。その設置規程のもとになったものは何ですかということだったんですが、平成9年の総務部長の通知によって嘱託員については3年までと、つまり1年更新の2年までという通知がありますので、それにのっとってやりましたという文章を、設置規程をつくりながら皆さん方は地方公務員法第3条第3項第3号の特別職ですとうたわれてきたんです。地方公務員法第3条第3項第3号の中では、実は期限を定めないとになっているはずなんです。なぜそういう設置規程ができたんですかということ、交渉をいっぱいしています。そして、前回の議会の中での答弁に、団体交渉という返事がありましたが、これは団体交渉もった覚えは一度もないです。

○上里直司委員 今、皆さんのお話の中で、校長という名前が出てきたり、県の観光商工部または担当課が出てきたんですが、ここで県が経過・処理方針等で書いているのは、当時の職業能力開発校校長と団体交渉を行った中で確認されたものとして認識していると書かれているんです。今お話を聞いていると、団体交渉そのものというものは、実は校長ではなくて担当課とやるものだと受けとめたんですが、そもそもこれは労働組合の話としてお聞きしたいんですが、こういう場合、どこで行うのが団体交渉として望ましいのか、これは団体交渉と見るべきなのかお答えいただけますか。

○比嘉朝吉参考人補助者 団体交渉としては、組合がつくられたその事業所の長と本来はやらないといけないのです。したがって、そこの長というと校長なんです。でも、校長がその当時、団体交渉としては受け付けなかったという事

実があるんです。それで、団体交渉をどこでどうするかということが、連合おきなわユニオンの課題でもありました。これで私たちが求めたのは、いわゆる上というか、そこは観光商工部が統括しているといったら当たっているのかわかりませんが、そういうところですから、校長の上のほうに申し入れしなさいということ、観光商工部に団体交渉を申し入れた経過はあります。

○上里直司委員 そうすると、後で当局のほうと質疑をしないと、事実の確認をしないといけないんですが、経過・処理方針等の表現または事実誤認が見られるような感じが今いたしました。それで、さっきもお話がありましたが、平成19年3月28日に一般公募しないということで印鑑を押したという話がありましたが、これは組合に対して、組合から組合員に呼びかけてくれという話があったのか、そもそも各嘱託員、または非常勤職員に言われたのか、これはどのような手順でとられたんですか。

○中村直参考人 実は、組合を結成したいきさつによると、実は1番最初に、組合をつくっていない段階で、県のほうに要望書として出したんです。そのときに、県のほうとしては、今後こういう形で要望書という形で個人的に来たら困るので、本当は組合をつくってまとめておいでということをつくったのが組合なんです。そして、我々はその以前までその件以外については、雇いどめ以外については、何の要望もしたことがなかったんです。だから、組合なんて考えてもいなかったんです。それを、組合をつくってまとめておいでとおっしゃったのは、個人個人で来ないで、皆でまとめて来てくださいということだったんです。それで、組合を結成して今のような形になったんです。その当時、印鑑を押したというのは、テープを聞いてみればわかると思いますが、その中に、ほかのところの部署も、こういうふうに印鑑を取っているんですか、我々だけですかという質問をしています。そして、印鑑を押した後の書類はだれが預かるんですかと、観光商工部ですか、総務部ですかということまで聞いています。いや、これはどこで預かるかはわかりませんが、もしかしたら人事課のほうで預かるでしょう、というような形のやりとりもあります。その中で、実際我々組合員だけから印鑑を取ったのではなくて、当時の非常勤講師は全員この印鑑を押していると思います。全員一緒に押したわけではないので、私たちがはっきりわからないんですが、組合員以外も全員押したと思います。

○上里直司委員 やっぱり、平成19年3月29日に沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程が出された日前後、またその年の前後に非常に校長とのやりと

りがあつて、本来行われるべきものがされなくて、今の状態に及んでいるような感触を受けましたが、そこを少し整理しないといけないと思いました。それで、少し視点をかえて、そもそも指導員の皆さん方がある程度経験が必要であると、そして3年そこらではなかなか身につかないものがあるという趣旨だとは思いますが、そうすると、それはそれとしながら、新しく県がやろうとしている平成22年度から公募するといった場合に、当然資格を有するか有しないか、有しない指導員も出てくるかと思うんですが、今の指導員の中で、指導員資格を持っていない人はいるのかどうかについてお聞かせいただけますか。

○中村直参考人 実は、この指導員の資格問題については、以前から2年前、3年前からかなりもめていた項目なんです。実は今現在、私たちの浦添職業能力開発校のほうにも3名、OA事務科の方が指導員の資格を持っていないと県側が言っていて、具志川職業能力開発校のほうに1人いるということです。そういう状況の中ですが、我々のところについては、OA事務科3名についてなんですが、その中の2名がうちの組合員なんですが、その2人についても、一般公募する段階から指導員の資格はいりませんということで公募を出しているんです。そこで、資料をつけたかったんですが、個人情報になるかと思いついて。実はその資料も今、持っているんです。一般公募なされた中に、条件として出されているんです。エクセル、ワードの関係を熟知しているものとして、これで、指導員の資格はなくてもいい、ただし、教員免許を持っていると書かれているんです。そして、2人については教員免許も事前に持っていて、実は資格の問題が出たのであれさせてもらおうと、各職種、例えば、自動車整備であれば自動車の1番上のほうの2級、建設機械であれば1級、大工さんであれば大工さんの1級、そういったような1級を持っている方が、48時間講習という県の主催する指導員の資格を与える講習会を受けることができるんです。ところが、彼らが資格を持っていないというわけではなくて、彼らが持っている資格の中には、マイクロソフトオフィススペシャリスト、略してマウスという資格がありまして、その資格の一般のレベルなものがスペシャリスト、その上にエキスパートというものがあるらしいんですが、その2人はエキスパートを持っているわけです。では、なぜ48時間講習が受けられないんですかということなんですが、まだワープロとかそういったものが、パソコン操作についての技術が浅いんです。まだ10年程度の資格なので、それに対する指導員という資格がまだないんです。ですから、彼らは受けられていないんです。今までも、私たちのほうとしては、そういう認識を持っています。パソコン操作については指導員の資格としてはまだないんです。ですから、この指導員の資格を持っ

ていないということで、実はOA事務科は簿記など、そういった部門も教えていまして、簿記とかを教えている授業については、簿記の資格を持った方がちゃんと教えるようになっていきます。ですから、パソコン操作についての資格は、まだ取得していないというのが現状なんです。ただ、具志川職業能力開発校の件については、以前から上里委員のほうはよく知っていると思いますが、資格問題の中でも、ポジション的に養成施設としての場所です。というのは、養成施設というものは、その学校を修了すると何々の得点があります一例えば実技が免除になりますとか、実技の一部が免除になりますとか、そういった得点がある部分を養成施設というんですが、そういったポジションについては、すべての科で指導員がいることになっているはずなんです。その辺のことについていろいろ議論してきました、今までもめてきたのもそこなんです。そういった指導員の資格の問題については、我々もそういうふうに認識しています。そして、我々のところのエキスパートについては、試験が実施されれば当然48時間講習を受けて、それに該当するものだと思っています。

○上里直司委員 聞いていると、指導員とはというか、仕事の性質や資格が必要なのか、職種によっては必要ないという整理が、今の職業能力開発校として統一したものを持っていないんじゃないかという印象を受けるんです。それは、後で視察を行ったときにまた聞きますし、私のほうでも調べてありますが、いずれにしても、公募をしてすぐにいい人材がある一例えばパソコンの習得に関してはだれがエキスパートなのか、だれが指導員としてふさわしいのか、今聞くとそれが全くないという状態ですので、ここはいきなり公募にするというのも無茶な議論なのかと感じました。最後に1点だけ、皆さんの陳情項目の2番目に、訓練生の夏休み、冬休み、春休み期間中における勤務の必要性を認め、そして予算措置をするよう県当局に働きかけることとあります。それで、お配りいただいた資料の中に、かつての勤務のあり方、要するに校長が認めるときにおいては今までも認められてきたという部分があると書いてあったんですが、これは沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程第6条の第2項に、非常勤講師の1月の勤務日数は21日以内とし、勤務する日及び勤務時間は校長が別に定めると書いてあるんです。ということは、校長が勤務時間を延ばしたりするんですが、それは皆さん方は校長からいただいているんですか。

○中村直参考人 その件については、長期休みの間に、事前にいついつ何時間出勤しますということで全部提出して、そのときにどういった教材の作成や、何に使う時間だということで提出して許可をもらってからの出勤になっていま

す。ただむやみに2分の1を出て行くというわけではないです。そういった形で時間をもらっています。

○上里直司委員 皆さんが届け出をして、校長が許可をするというものではなくて、今この書き方であると、勤務する日及び勤務時間は校長が別に定めるといふことがあると、そしてこの沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程の前にあるのは、皆さん方がきょう資料としてお配りになられた、校長がそれを認めると書いてあるんですね。これはその都度その都度校長が決められているんですかという質疑だったんです。

○中村直参考人 いや、校長が認めているものというか、校長から決められてこうしなさいと出されたことはないです。

○上里直司委員 ということは、この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程によると、校長がかわれば勤務条件というのとはかわるということなんですか。

○中村直参考人 今までの慣例からして、長期休みの間には、例えば春休みであれば、入校選考や次年度の準備などがありまして、夏休みについては、教材の作成から採点やいろんな業務があるので、慣例として、私たちのほうからこれだけ出勤させてくださいということで出して、それを校長先生が許可してもらおうという形式をずっととってきていました。

○上里直司委員 校長がかわったら、勤務時間の増減というのが出てくるものなのか、そして皆さん方はそういうことを実際そういうふうにしたのかをお聞かせいただけますか。

○比嘉朝吉参考人補助者 今沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程があつてということがありますが、中村参考人が答えたように設置規程はあるんだが、慣例として申し出による出勤になっていたということになります。したがって、この申し出による出勤が慣例になつていても、これが約束事なんです。文書としてあるわけではない。したがって、この申し出そのものが、今回ここに書かれている部分は、予算としてカットされてきたものだから、申し出してももう認められないわけです。そういう実態になつており、したがって、彼らは年間300万円ぐらいの収入であつたものが、今200万円ぐらいに落ちていると

いう状態です。

○**稲福史参考人** これまでの経緯を考えると、そういう形で進んでいって、前の校長のときに沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程もなされているんですが、要は校長が別に定めるとあると思うんですが、多分ここは校長の裁量があると思うので、多分校長がかわれば、かわるとは思うんですが、ただ本当にそれを校長が定める権限があるかどうかというところ、それは少しわからないところもあります。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○**玉城満委員** 一点だけ、これも事実だけ確認させていただきたいんですが、2回以上更新した人たちも、今回辞令の交付があったんですね。その辞令交付の文言の内容の中で、来年は契約いたしませんという文言があったという話をお聞きしたんですが、そういう事実はあったのかどうかお聞かせください。

○**中村直参考人** 今回の労働条件通知書というものが一人一人渡されるんですが、現在、我々のほうとしては3年以上の方は原則的に来年の3月31日までというあれをもらっています。そして、今いったOA事務科2名については、7月31日までという更新になっているんです。ですから、これが資格の問題でいろいろ出てきていると思いますので、当面私たちが一番気にしているのはその部分で、7月31日以降はどうなるのと、実際パソコン操作をする技術を持っている方がいるのかということも、まだ我々としては把握していません。ただ、今現在の段階では、その3名については7月31日までというままなんです。それ以降の通知は何も受けていません。ですから、そのままのおりでいけば、当然7月31日以降は、OA事務科の授業はできなくなるということなんです。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○**中川京貴委員** まず、この陳情が上がってから、経済労働委員会の中でも慎重審議をしながら、担当部長、関係課を呼んでいろいろ質疑をして、きょう聞いたこととは大分食い違いが出ているんです。私は、きょうの経済労働委員会ではよかったと、後でそういった事実確認、さっき委員の中からも出たのでよか

ったと考えています。それと、もう一つは、先ほど中村参考人から話がありましたが、国も失業対策、雇用対策であれだけ莫大な補正予算を組んでやっている中で、県も基本的に逆行することがあってはいけないと考えています。そういった意味で、再度事実確認をしたいのは、テープもありますよと、ただ一番気になることが、先ほど渡久地委員からもありましたが、基本的に皆さん方は、非常勤講師として事実として10年以上働いている方もいるんですよ。それが急に1年2年の更新で印鑑を押しなさいということが出てきてびっくりして、こういったことになったと。今まで、いろんな要望も出したことはないけれど、仕方なくそうせざるを得なかったんだよという説明を聞いて感じています。この中でやはり、なぜそこまで県が急いで印鑑を求めて了解を取り付ける必要があったのかということは、皆さん感じていると思います。ですから、そこが1番のポイントだと思うんです。さっき、委員からありましたが、口頭契約とかこれも全部認められていることなんです。ですから、皆さん方が言っていることを主張するためにも、やっぱり経済労働委員会の中で慎重審議をして、事実確認を取りながら取り扱う必要があると思います。もう一つ確認したいのは、このページに、私たちはこれも見ながら県の職員と質疑しないといけないので、この中の1番に、平成20年度、両校とも無資格者を採用し実際に授業を受け持っておりますと書いてあります。そして、先ほど中村参考人よりパソコンの、コンピューターの話が出ていましたが、ここには自動車整備科、建設機械整備科の中でも無資格者が授業を行っていると出ているんですが、ちょっと説明してください。それともう一つは、さっき中村参考人が、県は企業で一生懸命頑張って高い収入を得て働いている人が、非常勤講師として年度年度の更新で、ここに働きに来ますかと。私は来ないと思うんです。今おっしゃるとおりです。私もそうだと思います。でも、県はそのレベルを下げてでも、一般の公募を多くしたいという先ほどの説明でしたが、これも私たちは、県の職員に対して確認します。もしそうであるならば、ここに書いてあるものとは相反するはずなんです。ここに書いてあるものは、高い技術、知識、経験を有していることから、それだけのレベルの人たちの指導者を置かないといけないと県は言っているんです。そうなれば、その待遇をよくしなければ来るわけがないんです。その辺の説明をしていただきたいんです。

○中村直参考人 実は、これは余り触れなくなかったんですが、現実としては、平成19年度に浦添職業能力開発校の建設機械整備科に全くの無資格者が入ってきたと。その点についていろいろ議論されまして、それでも1年間を有してそのままそこで終わるんだということでした。ところが建設機械整備科の件なん

ですが、その方が具志川職業能力開発校のほうに採用になるということを知って3月になって聞かされました。その件については、上里委員もよく調べていたと思うんですが、それで非常に問題になりました。ところが、それを今さら撤回できないと。というのは、3月に入っているのに、1カ月前の2月の段階で公募を出すんですが、それに間に合わないのではという形の説明だったように聞いています。それで、具志川職業能力開発校のほうで一応採用になりました。そのときには、2級の段階で生徒と一緒に受けて採ったものですから、その段階で具志川職業能力開発校のほうに応募を受けました。その時点では、2級の段階で具志川職業能力開発校のほうに応募があったと。その件について、上里委員がかなり指摘していたところなんです。そのままの状態を採用されて、具志川職業能力開発校のほうで1年間やりました。それで、なおかつ1級の段階で失敗したものですから、それでもう終わりだろうという話が出たんですが、またさらに12月の段階でわかりましたということで県のほうは新聞のほうで発表していますが、実はこれは浦添職業能力開発校にいる段階からわかっていることで、12月の段階になってわかったことではないんです。既に、その前から委員のほうから指摘がありましたので、わかっていたことなんです。それでもなおかつまた更新したんです。それに対して、どうしてかということは聞きました。ただ、この件について私が余り出さなくなかったのは、そのことを出すことによって、今現在彼に教えてもらった生徒、もしくはこれからの浦添職業能力開発校のレベルを下げってしまうという目で見られると少し困るということで、実は、この件は発表するのは避けていたところではあるんです。そして、今までその件については、極力触れないようにしようということを今までやってきた項目なんです。その件については、前島委員にも以前から相談に伺いました。こういう問題があって非常に困っていると、どうにか見えないところで動いてくれないかという話、相談によく伺ったところでもあります。ただ、今現在彼は働いているので。

○中川京貴委員 基本的なことをお伺いしますが、さっき中村参考人からの説明があったように、この資格がなくても募集するときに、当初10年前、5年前でも項目にはありませんでしたよと。最近から資格のあれが出てきて、これも県の職員から経済労働委員会の中でこういう話が出てきたんです。それで確認したいのは、採用するときの権限は校長ですか、それとも県の人事課ですか。

○中村直参考人 県の人事課のほうだと聞いています。実は団体交渉の中で言われたのは、学校側のほうから推薦されてきたものを県の人事課が採用してい

ますということだったんです。そして、責任転嫁というかどちらがどうかわかりませんが、皆さん方が審査をして出したんでしょと。皆さん方の校長が審査をして出してきたんだから我々は認可したんですよと、県側の交渉の中でおっしゃっていたのはそういうことでした。

○中川京貴委員 ですから、今ちゃんとよいものも悪いものも書類として出てきて、オープンにしながら今後の取り組みをどうするかという審議だと思うんです。そいった意味では、やはりここにも書いてあるんですが、県が今言っていることと中身とはやっぱり違うんだと感じます。なぜかという、最終権限は県の人事課が持っていて、採用してその責任を学校に転嫁して、法的な問題とか経済労働委員会で言ったんですよ。しかも、無資格者が指導しているんですよ。私はそれだけ聞いたときに、少し疑問を感じました。ではどこで、どういう手続で採用したのかと。しかし、そういう技術があれば資格を取ればよいだけの話です。生徒の皆さん方がこの指導員でよかったと、この指導員の指導で私たちは社会でちゃんと就職について貢献していますよと。ただ、そういうものが先走りして、今中村参考人が言うように、この指導員に教えられた人たちは技術レベルが低いのかというそうではないですよ。ということは、学生たちが知っているんです。ですから、ただそういうものが出てきていますので、私はその辺も県と質疑していきたいという点と、もう一つ最後に、この陳情が出たときに、前島委員が県の観光商工部長を初め職員に対して、あなた方は10年も20年も暗黙の了解でこうして雇用してやってきているのに、二、三年でやめてくださいと言われてたら、あなたたちの立場だったらどういう立場か、皆さんの立場がわかるかと、物すごいけんまくで言っていたのを私はよく覚えてます。それを、だったら最初の約束どおり、今から採用する、これから採用する人たちに適用させて、今まで働いている人たちは、今までどおりでいいんじゃないかということ言ったら、いや、これは一つの人事課の何かがあると。それにのっかってやるしかない。そうすると、県の職員は何の問題はないと言ったんです。それは、恐らく印鑑のことではないかと私は気にしているんです。皆さんから平成19年3月28日に最終的に印鑑をもらった。しかし、そのときの契約書の中には、年度更新ですよとわられていると思うんです。ですから、そこに印鑑を押して了解を取り付けたということを、県は我々の経済労働委員会で主張すると思います。ですから、その問題も含めて今度審査しないといけないと思うんですが、皆さん方としては、これまでと同様に仕事があるものということの理解で印鑑を押したということの認識でよろしいんですか。

○中村直参考人 当然これからも継続であるものだというのと、3月28日の最後のときに、3月いっぱいでの書類をつくらないといけないので、要するに、一般公募をとめたという書類をつくらないといけないので、押してくれと我々は説明を受けています。それで押したものだとは認識しています。そして、先ほどの資格の問題について、これは私が採用になる段階から、つまり20年前から指導員の要綱はすべて入っていたはずなんです。最近になって、指導員の要綱が入ってきたわけではなくて、逆に最近になって少し緩やかになったのは、さっき説明したその職種の1級を持っている方は、その年の指導員の48時間講習が5月に行われるんです。ですから、4月5月はいいので、1級を持っている段階で、それだけの技術があると認めるので、5月の48時間講習を受けてくださいと。受けられる人はいいですよというぐらいの枠に広がってきたんです。私たちが採用になる以前まで、五、六年前までは、既に指導員の資格を持っている方が明確にされていたはずなんです。ところが二、三年前から出てきたのは、募集してもだれも来ない状況を踏まえて、この48時間講習を受けられる人にターゲットを下げてきたところがあります。

○中川京貴委員 一般公募をとめるための3月28日の署名ですよと今言っていますが、県としては、一般公募をするための署名なんです。県は、それに印鑑をもらうということは、多分そうだったと思います。それを、何かトラブルが出たときに証拠として出すために、その書類をつくったんだと認識しています。ただ、前島委員や各委員から出たように、事実と異なる点がありますので、この辺はしっかりお互いに調査して、皆さん方が言っている意見も、10年も20年もここに書かれているとおりに、就職して、では来年、再来年はもういいですよ、新しい人材を公募しますよということが適切なのか。それと、今失業対策、雇用対策、これだけ沖縄県も失業率全国一と言われている中で、そういうことが許されるのか、これも慎重に審議していきたいと思いますので、きょうは経済労働委員会に参考人で来ていただいて感謝申し上げます。こういう問題は、与野党関係ないんです。事実確認をして、皆にちゃんとした結果を出すのが我々委員会の仕事だと思っていますので、この辺は個人的にそう申し上げたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志幸助委員。

○具志孝助委員 非常勤講師の話ですが、案外と正規職員と非常勤職員が拮抗しているという感じがするんですが、これから現場も行きますから確認できるんですが、今正規職員と非正規職員の数字はおわかりですか。例えば、具志川職業能力開発校が何名、浦添職業能力開発校が何名とかいう数字です。

○中村直参考人 今、現場において任期付常勤という常勤職員が出てきましたので、その方々を常勤職員に採るのか、任期が終われば非常勤職員として採るのかという割合があると思うんですが、ほぼ半々だと思っております。

○具志孝助委員 例えば、非常勤講師は何名ですか。

○稲福史参考人 資料の7ページのほうでございますが、これの上の表、平成16年度から平成20年度までであると思うんですが、これが浦添職業能力開発校の今の状況ということになるかと思えます。ただ、具志川職業能力開発校については今資料がございませんのでわかりかねます。

○具志孝助委員 最も新しいもので、平成20年度、正規職員が14名、非正規職員の任期付臨時的任用職員が4名、非常勤講師も非正規職員の中に入るわけですから、正規職員の14名に対して19名になるということですか。この19名の非正規職員は、職業としてこれだけなのか、あるいは仕事をしながらパートとして必要なときに、学校で講師を勤めているという兼任を正業にしている、どちらに重きを置いているかということも聞きたいところですが、これで生活をしているのか、ほかにも仕事をしながら学校のほうで指導にも行っているというこういうものがあると思うんですが、この辺の説明をお聞かせください。

○中村直参考人 ほとんどの方が、その専業だと思います。というのは、地方公務員法第3条第3項第3号の中には、別の仕事を制限しないということになっているんです。ところが、別の仕事とって何ができるかということ、毎日月曜日から金曜日まで拘束されますので、別の仕事につくというのは、例えば、同じ関連の別の部署のどこかの講習会の講習をもらうとか、その程度のことは実際にやっていますが、ほとんどの方がこれの専業だと思います。

○具志孝助委員 要するに、正業化していると、これはほとんどなのか実態はわからないですね。

○中村直参考人 ほぼ100%だと思います。

○具志孝助委員 後で当局から詳しくは聞きます。我々が一番悩んでいることは、非正規職員は県庁内にはたくさんいるんです。その規程は、一本の規程で規制しているんです。すなわち、職業能力開発校だけではなくて、ほかにもたくさんあります。例えば、県立芸術大学や看護大学も同じ職業訓練ですよ。あそこにも、非常勤の先生方がいるんです。これも、皆さん方がおっしゃっている要求に期限付ではないと、70歳まで働けるんだと今まで言ってきたと。当然それでいいんじゃないかと言ったときに、どうなんだろうという私たちの悩みが、これが正業であるとなれば深刻です。こんな不安定な保険も入っていない、雇用保険も入っていない、何で一般の方々と同じように頑張っていてこんなに差があるんだと。そうすると、世の中に非正規というものはなくしてしまえと。必要な分だけ採って、そうでないものはやめろと。必要な者は全部採用しなさいということでもいいのかという悩みを持っています。これについて、どう処置するかと思うんですが、どうですか。職業能力開発校については、やっぱりそうあるべきだと考えますか。

○稲福史参考人 委員のほうから御指摘があったところについては、非正規といものは多岐にわたっているかと思うんですが、特に職業能力開発校については、資格を持った方がきちっと次の就職をすぐできるような形で、生徒を教えるといことがまず一点あるので、ほかの臨時的に半年でやめてもいいような非常勤やパートとはちょっと違うものがあるかと思えますし、そのために、いろんな経験や知識が必要だし、その後今はやっていないんですが、企業を訪問したりして就職につながるような活動をしているという意味では、私としては、何ら正規職員とほとんど変わらないと認識していますから、例えば、資料整理だけとか、民間でいえばレジを打ったりするような非常勤職員と同じとは見てほしくないと考えています。

○具志孝助委員 労働者派遣法の問題があって、これと似たような感じがあります。昔は、いわゆる労働法というものは、専門職も一緒に規定していたんですね。それを、極めて臨時的でそういう職種に限って認めていたんですが、このごろでは雇用の機会もたくさんもらいたい、ずっと常勤で働きたくない、年中この仕事につきたくない、一定期間だったらいいと言ってお互いの価値観で、それでは拡大しようじゃないかといって製造業までやったら、今の不況化で段々企業の事情で切ってしまったから、許されないということになったんです。

この非常勤というものは、雇う側も雇われる側にも、それぞれの事情があつて世の中にあると思うんです。私は、この間の経済労働委員会で前島委員がすごく怒って、長年やってきて短期間のうちにもう終わりだと、君たちは安定しているからいいよと言って、本当に怒り心頭にきて、私も同情を禁じえなかったんですが、ここまで必要であれば、定数見直しをして正職員でやるべきではないか。確かに、職種というものは、そのときそのときの需要があると思うんです。今はこの職業をやっているが、長く続かないと。この職業を教えるために専門家を雇ったのに、この必要がなくなったというときに、この専門家をどうするかと。もう応募をしても、生徒が集まらないと。そうすると、この科目はなくさないといけないんですね。しかし、本業としては採用したらどうするんですか。全く違う仕事をさせるということでは、余りにも本人もかわいそうですね。また、職場においても無駄です。そういうことがあつてはいけないという部分があるわけですが、私は皆さんの陳情の中に、正職員にしなさいというものが出てこないんですが、これだけ恒常的に長期間雇わなければいけないと言うんだったら、定数見直しをして、正職員で正式に採用すべきではないかと。平成22年度から公募すると言うんだったら、今までは公募ではなくて任意でやってきたのかという問題になるんです。これは置いておきます。この正職員にすべきだというような一番のポイントではないかと思うものが、陳情の中に出てこないんですが、これについてどうお考えですか。

○中村直参考人 できたら、我々もそのほうがいいのかということですが、我々は先ほど言ったように、最初、採用される段階から非常勤職員ですということ認識して採用されてきました。それについては、先ほども言ったように、確かに給与面などでいろんな面で不安なところがありますが、何らそういうふうに今まで不満を出したことはないんです、この雇いどめが出る前までは。そして、常勤か非常勤かという話は3年前にも出ましたが、我々の年齢から常勤化になっても、というかそういうことまでは望んでいないんです。今までどおり働かせてくださいと。継続して70歳までと言わずも、年金につなぐまで働かせてもらえますかというのが、実は正直なところなんです。そして、実際には常勤化になればそれに越したことはないんですが、実際我々としては、そういうところまでの要求は、うちの組合員としては持っていないところです。

○具志孝助委員 正規雇用については特に望んでいないと。今までどおり保障されるんだったらそれでいいということですか。

○中村直参考人 できたらというところもあるんですが、そういう面については、我々の組合の中ではまだそういう話は出ていないです。

○具志孝助委員 この雇用保険を我々にも加入させるべきじゃないか、認めるべきではないかと。しかし、これはまた厚生省保険局保険課長内かんにより、常勤職員の勤務状況の4分の3以上という規定があるみたいですね。ただ皆さんは23時間ぐらいしかないというものが、当局の資料に出ているんです。要するに、時給制ですよ。この雇用制度にするんだったら、今の時給制を日給制にすると、あるいは月給制にする。その後、3番目に夏休み、冬休みも勤務ができるように予算措置をなさいと。今は勤務した分の実数だけで、賃金にするから講義がないときに出てきても、それは講義がないわけですから、非常勤は時給制は計算に入らないのは当然ですよ。これを解消するためには、月給制にすると。そうしたら、保障されるんじゃないかと思うんですが、今の時給制を、日給制や月給制に改めるということについてはどう思いますか。

○中村直参考人 大変うれしい話ではあるんですが、そういった形になってもらえれば非常に助かるころではあります。ただ、今の件について去年、実際に起こった問題としては、私たちの春休みの出勤が全くなかったんです。それで、実際辞令をもらった翌日から授業なんです。要するに、入校式のときに辞令をもらいますので、その翌日から授業なんです。自分がどの科目を担当するかわからない。結局この辞令をもらって、その当日、あすからやる授業の状況がどういった方を相手に授業するのかがわからない。つまり、それまで出勤がないので、準備の期間は全部奪われてしまったので、時間割はその日にもらって、あすから自分はこの授業をするんだと、慌てた状況が去年あったんです。そして、ことしは校長にお願いして、校長の配慮で、前もって2日間出勤させてもらって、その打ち合わせの会議をつくってもらいました。これは、非常に結構なことだと私は評価しています。

○具志孝助委員 月給制、日給制についてはどうですか。

○中村直参考人 できたら、日給制、月給制になったほうが我々のほうとしては、社会保障がされてきますので、そういう面については、非常に結構なことだと思います。また、ぜひお願いしたいというところでもあります。そして、実際に今4分の3という話が出たんですが、時間数からいうと一緒なんです。ただ、この準備時間が常勤の方にはあるので、その時間帯を入れると時間数が

足りなくなるということで、授業の持ち時間としては4分の3どころではなくて、ほぼ同等に扱っているとは思っています。ただ、その辺が総勤務時間数になってくると、4分の3には到達しないということを伺っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 気になりまして一つだけ確認したいんですが、今お話がありましたとおり、前準備やいろんな仕事は抱えているんだと。ところが、実際には講義の1時間につき2770円のみでしか支払いがないんだと。それ以外は勤務として認めていただけないんだという話なんです。事実、就職活動のお手伝いや教材の準備時間にも要していた時間が認められたということで、先ほど上里委員からもありましたとおり、私も沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程第6条の校長の裁量によって、しっかり予算も確保してきて、ではこの時間も皆さん頑張っていたきたいという校長の裁量そのものが、皆さん左右されているなという思いがするんです。そして、もう一つは、実態としてカットされた準備というものは、今常勤の皆さんが全部こなしているのか、あるいは、皆さんがそうかわかれる部分というものが、どういう実態として動いているのかというのが非常に気になったので、その辺についてぜひお聞かせいただきたいと思います。

○中村直参考人 実際に自分がやる講義について、もしくは自分がやる実習について、常勤の方をお願いするというものは無理だと思います。ただ、自分の授業の進め方によって資料をつくりますので、例えば、試験問題を自分でつくってコピーのお願いや印刷ぐらいはできるかもしれませんが、実際自分が講義で教えている問題を常勤の方につくってくれというのは、非常に難しいことだと思います。ですから、今現在も、皆個人で非常勤講師がそれぞれの空き時間を利用して、自分たちでつくっているのが現状です。

○仲宗根悟委員 今おっしゃる空き時間というものは、まさに講義以外の与えられた報酬をいただいているもの以外の、いわゆるサービスだというようなとらえ方でいいのでしょうか。

○中村直参考人 そうです。まさにそのとおりで、前校長の話だと、この時間帯も全部時給に含んでいるんだという答弁でした。

○仲宗根悟委員 ではあと一つなんです、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について、4月22日に総務省から各都道府県の総務部人事課に通知されているんですが、その中で、もちろんその任用期間というものは、それぞれ全部1年以内とすると明記されているんです。その更新に当たって、更新の段階になって新たな職に改めて任用すべきだという整理の仕方をしてくださいという通知が、総務省から4月に出ているんです。その辺について、皆さん組合としてどうお考えですか。

○比嘉朝吉参考人補助者 任用の件なんです、要するに、1年、1年新たな任用ということですよ。組合としては、これはあくまでも継続雇用だとしていただきたいんです。新たな1年、1年と切って、1年という話になると、ある意味、年次休暇そのものも問題になるんです。年次休暇というものは、半年しないと発生しないんです。そうすると、残り半年で全部消化しなさいと。極端な話になると、半年は休むな、半年で消化しなさいということだと思います。そういう意味で、計画的に授業もできて仕事もやっていけるという形を取るためには、やっぱり継続雇用だし、委員の皆さんからの話が出ている正規の雇用に向かって、常用雇用としてやっていただきたいという思いです。

○仲宗根悟委員 これは裁判の判例もあったということで、中野区の看護師の件でしたか、将来的に希望があって、総務省のほうもいろいろしてきているのかと。誤解のニュアンスを与えるような感覚では困るんだということでのやり方だと思うんです。ただ、逆に解釈をかえたりすると、どんどん更新が出ていくのかと思ったりもしたんです。それについて、どんなお考えですか。あと一つ、皆さんやはり今回、勤務安定、雇用継続の話がありましたとおり、そして、処遇改善を求めているということで3項目を上げられて、今の実態、実情、そして、これからよい人材を生むためには、やはりよい先生方、指導員を構築しなければいけないということでは、私たちは一致しておりますので、この辺についても、ぜひ執行部を交えて新たな展開を図られたらいいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 まず確認の意味で、皆さん方の雇用契約上の身分、まず名称はどうなっていますか。

○中村直参考人 身分としては、職業能力開発校非常勤講師に任命するということと、地方公務員法第3条第3項第3号の嘱託員にするということになっています。

○前島明男委員 とすると、地方公務員法第3条第3項第3号に適用されるんですね。それで、そこには期限は定められていないということなのですが、県があえて1年更新の2回までと、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を定めているということは、地方公務員法第3条第3項第3号に触れると思いませんか。

○中村直参考人 この件は先ほども話したんですが、まずこの沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程ができ上がったのが、我々の組合を結成した後なので、それ以前に組合のほうとの協議もしてほしかったということと、協議をしないで一方的に設置規程をつくってきたという件については、不当労働行為に当たるんじゃないかと認識しています。そして、地方公務員法第3条第3項第3号については、特に期間を定めないとされているにもかかわらず、3年まで、2回更新までという設置規程をつけてきたのに対しては我々も理解していません。

○前島明男委員 質疑をかえます。校長の権限はどうなっていますか。この資料によりますと、出勤を拒否したり、休み期間中の業務をやめさせるとか、そういうことを校長ができるのかどうか、その辺はどう考えますか。

○稲福史参考人 これまでの、今までの歴史を踏まえて、平成19年3月29日に沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程が出されているかと思いますが、それまでは校長と臨時的任用職員も含めて非常勤講師も含めて、円滑に運営ができていたものだと思うんです。それが、以前の校長が来て、この設置規程が決められたことによって、校長からの権限が強くなったというか、今までやってきたことをいろいろかえてきたという意味では、この設置規程以降、校長に関する権限は非常に大きくなってきたのかと思います。

○前島明男委員 この沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程が現状にそぐわない、また皆さん方非常勤講師の情熱、労働意欲をそぐものになっていると私はそのように思います。非常に残念なことだと思っております。それと、

次に労働条件なんですが、週21時間か28時間ということが定められているわけなんですが、それで非常勤講師の先生方が、子供たちを指導するのに十分な時間だと考えるのかお伺いしたいと思います。

○中村直参考人 大体23時間か24時間前後くらいの時間数だと思いますが、これは職業能力開発促進法の中で決められた時間数の中での割合で、各課2名から3名、もしくは6名の範囲以内で分担してやっている時間数です。そして、これ以上の時間数をとるということについては、職業能力開発促進法の時間の問題もあると思いますので、かえることは難しいことだと認識しています。

○前島明男委員 私が思うに、皆さん方は雇用保険しか適用されませんよね。社会保険は適用外ですよ。恐らく経費節減のために、社会保険も適用されないような時間帯にしてしまったんじゃないかと思っています。常勤の職の4分の3以上の勤務がないと、社会保険は適用されないの、その辺も費用を節減するために、そういうことをやっているんじゃないかと思っています。それは、後で執行部に聞きますが、そういう気がしてならないんです。それと、驚いたことに、皆さん方も各委員もびっくりするかと思うんですが、私が仕入れた情報では、皆さん方非常勤講師は、予算上物品として計上しているんだと。賃金でもないし、物品というような予算項目で計上されているがために、年々物品費は今削られています。そのために、皆さん方の給与も、年収でいうとどんどん下がっているように聞いています。そういう情報が入ってきていますが、その辺も確認したいと思うんですが。皆さん人間なのに、物品の扱いとは何たる者かと、私は本当に腹に据えかねているんですが、その辺の実情はどうなっているのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○稲福史参考人 現場のお話も聞くと、そういうお話が伝わっていないんだろうと思うんですが、人件費の特別枠ということでは、現場のほうでは聞いているということらしいです。あと年収ベースで言えば、先ほど申し上げたとおり、事業以外の部分が全部削られたということでは、今非常勤講師の皆様はボーナスもありませんし、超勤もありませんし、退職金も何もないという状況で言えば、措置がとられたことによって、かなり年収ベースでもつながっていると思いますし、生活していく上でも家族もいるので非常に厳しい状況なのかと考えます。

○前島明男委員 年収の経過、これまで当初から現在まで年収がどういうふう

に変化してきているのか、その辺をお聞かせください。

○中村直参考人 当初四、五年前までの出勤体系から言うと、先ほどお話しした長期休みの2分の1の出勤、もしくは春休みについては、次年度の生徒募集やそういった出勤時間が多かったので、ボーナスはないにしても年収で三百二、三十万円ぐらいの収入があったということですが、現在においては、この資料に出した270万円も割っているような状況に、2分の1のカットといろいろな予算面のカットでどんどん落とされていきまして、今現在では、ここ二、三年で平均的に1人60万円ぐらいずつ下がってきているような状況になります。

○前島明男委員 今のお話を伺っても、三百二、三十万円あった年収が、二百六、七十万円におさまってきていると。年収が60万円ぐらい下がってきていると。月に計算すると5万円ですよ。これは大変な金額だと思いますよ。皆さん方も生活、家庭のために一生懸命頑張っておられるわけですから、それが月額5万円もカットされるということになると、これも大変なことだと思ひ、本当に情熱を持って子供たちを指導する、そういう労働意欲の面でも、多少なりとも影響してくるんじゃないかと思ひますし、先ほどから各委員からもお話がありますように、本当に皆さん方を正規の常勤講師として雇うべきじゃないかと。私も皆さんと全く同感です。ですから、今の執行部のやり方は、現状に逆行したことをやっていると思ひます。近年、特に労働状況が厳しい中で、我々沖縄県は資源の少ない事情というものもありますし、やはりいかに人材育成、あらゆる面で農業、工業、すべての面で、いかにすばらしい優秀な人材を育てていくかというものが、これからの沖縄県に大きくかかってくると思ひますし、職業能力開発校の皆さんが、本当に情熱を持って一生懸命頑張っていることに敬意を表したいと思ひますし、これからも、立派な若者を育てていって、県内外に送り出していってほしいと思ひますし、そのためには、やはり労働条件もよくしていかないといけないと思ひています。これはまた、執行部に対する質疑の中でやっていきますが、そういうことで、私としては皆さん方の立場を理解し、これからもしっかりとサポートしていきたいと思ひていますので、どうぞこれからも、子供たちのために一生懸命頑張ってくださいという事をお願いして、質疑を終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、稲福史参考人及び中村直参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

稲福史参考人、中村直参考人、補助者の比嘉朝吉さんありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、参考人等席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について事務局より説明した後、協議を行った結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の予定は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。